

令和7年度“「長久手市役所の仕事」通知表”の作成 ～長久手市行政評価・外部評価～

地域活動支援センター運営事業

福祉部 福祉課



あいさつ運動・ごみ拾い運動に取り組んでいます。

あたたかく美しいまちをつくりましょう！

1 事業概要

◆事業名

地域活動支援センター運営事業

◆事業開始の背景

地域で暮らす障がいのある方のなかには、積極的に地域社会とのつながりを持つことが難しく、孤立してしまう人もいる。従来、市内に地域活動支援センターが無かったため、市内に新たに設置することによって、障がいのある方（特に精神障がい者）の居場所を安定的に確保し、生きがいや仲間作りの支援や社会との交流の促進を図ることが必要と考え、令和5年度に設置した。

2 事業の実施体制

◆組織体制、人員

課長	1 人
課長補佐兼保護係長	1 人
障がい福祉係長	1 人
係員	2 人
(うち、主担当 1 人、副担当 1 人)	

3 事業の目的①

◆事業のゴール（市としてどうなるのか）

最終アウトカム

障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる。

【参考】

自立というのは、「日常生活自立」「社会生活自立」「経済的自立」から構成されており、この3つは段階的なものではなく、3つのなかを行ったり来たりするものです。

（出典：生活と福祉2025年1月号、「就労支援の全体像を知る」から抜粋）

3 事業の目的②

◆事業対象（誰、何を対象にしているか）

市民 約2,000人

◆対象者がどうなることを目指すか

中間アウトカム

地域活動支援センターにおいて、人との交流や活動を通じて、自立した生活に必要な生活スキル、自己管理、社会参加などのスキルを身につけ、自立した生活ができるようになる。

3 事業の目的③

◆どんな活動を行うのか

利用者は、創作的活動（絵手紙、季節の飾り物づくり、アート活動）、生産活動（お菓子・ランチづくり）、地域交流（外出レク、実習生の受入）のプログラムに参加したり、好きなことをしたりして自由に過ごすことができる。

なお、配置する精神保健福祉士に、気軽に日常的な相談ができる。

地域活動支援センター



とは・・・ **憩いの場所**

- ・家から一歩出て生活リズムをつけたい
- ・少しの時間でも過ごして息抜きがしたい
- ・活動などを通して人との交流がしたい

利用の仕方は自由です。ご自身の好きな時間帯でご利用いただけます。

利用時間

10:00-16:00
月一金
お好きな時に♡

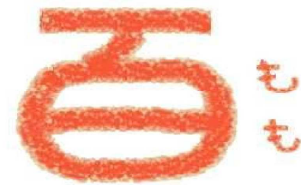
お問い合わせ・ご見学はお電話下さい。

電話：0561-76-0343
(月～金 10:00～16:00)

電子メール：momo@momochidori.jp
WEB：http://www.momochidori.jp/

社会福祉法人
百千鳥福祉会

検索



地域の障がいのある方が安心して、いきいきと自分らしく生活できるように支援するところです。

- ご利用いただける方
障がいのある方がご利用いただけます。
対象者であることの確認書類が必要です。
＜確認書類の例＞

- ・障害者手帳
- ・診断書
- ・自立支援医療受給者証等

- 利用方法
利用登録でご利用いただけます。
市が発行する受給者証は必要ありません。

- 利用料
無料（ただし、プログラム等にかかる実費分の負担が生じる場合あり）

※地域活動支援センター百は、
市からの委託により実施しています。



ACCESS



交通アクセス

- 長久手市役所より500m 徒歩約8分
- リニモ長久手古戦場駅より800m 徒歩約12分
- Nバス 平子より1分

所在地：〒480-1103
愛知県長久手市岩作平子34番地1
レジデンス千代萬1F

4 成果指標

◆成果指標（対象者の変化をはかることができる指標）

安定した日常生活のために地域活動支援センターが役立っていると回答した利用者の割合

◆指標の設定根拠

令和6年度にセンターを利用したことがある利用者のアンケートの結果を元に設定した。

※令和6年度から指標に係る数値を確認

◆成果推移と成果目標

（単位：％）

一年度実績	R 5年度実績	R 6年度実績	R 7年度	R 8年度
	-	88.9	90	90

令和7年5月12日(月曜日)までに、市へご提出をお願いします。

地域活動支援センター百に関するアンケート

この調査は、市からの委託により運営されている「地域活動支援センター百(以下「センター百」という。)」について評価を行い、今後のセンター百の運営の参考とさせていただきますことを目的として実施するものです。

この回答により、運営事業者(社会福祉法人百千鳥福祉会)にお名前や回答内容が漏れること等、利用者の方のみなさまに不利益が生じることは一切ありませんので、率直なご意見をお聞かせ願います。

このアンケートでは、令和6年4月～令和7年3月の間のことについてお聞きします。回答は、当てはまる項目に、✓を付けてください。答えたくない質問は、飛ばしてください。

Q1. センター百のことや、センター百に通ってご自身で感じられる変化について教えてください。(あてはまるものを1つ選んでください)

①センター百の居心地

☐ 安心して過ごせる ☐ 落ち着かないときがある ☐ どちらでもない

②センター百の職員

☐ 話しやすい ☐ 話にくい ☐ どちらでもない

③他の利用者との交流

☐ 楽しい ☐ 楽しくない ☐ 交流がない

④自身の外出の機会

☐ 増えた ☐ 増えていない(変わっていない)

⑤新しいことへの挑戦

☐ 挑戦しようと思った ☐ 挑戦しようとは思わない
☐ どちらでもない

⑥生活リズム

☐ 安定した ☐ 安定していない ☐ 変わっていない

Q2. ご自身の安定した日常生活のために、センター百が役立っていると思いますか。

☐ 役立っていると思う ☐ 役立っていると思わない

Q3. センター百を利用してよかったことがあれば教えてください。

(例: 楽しかったこと、助かったこと、うれしかったこと など)

Q4. 今後、センター百でやってみたいことや希望があれば教えてください。

(例: こんな活動がしたい、こういうプログラムがあったらいいな、など)

Q5. その他、ご意見・ご感想があればご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

ご記入いただいた内容について、福祉課から連絡させていただく場合があります。差し支えなければ以下にお名前と連絡先をご記入ください(任意)。

利用者氏名

記入者氏名

(利用者との関係)

連絡先

5 事業のふりかえり

◆事業開始からの主要なエピソード

日中の居場所がない人、別の日中活動に通所している人など様々な人が、自分で選択して生活に「百」を取り入れたことで、次のステップに意欲的になり、就労に繋がった人やひきこもり状態が解消した人がいる。

◆令和6年度の活動エピソード

周知方法の工夫、活動プログラムの充実、医療との連携強化を図ったが、利用者の多くが精神障がい者であり、利用者同士の相性、心身の不調、送迎がないこと等の理由で、想定以上に利用者数が伸びなかった。なお、地域活動支援センターを利用しなくなった人の中には、次のステップとして就労継続支援事業につながった人もいる。

6 課題分析①

◆目標達成状況（進捗状況は順調か）

年間で37人の利用があったが、アンケートに回答があったのは半数弱の18人であり、また利用者には日常的に通所している人から年に数回の人など利用頻度も様々であることから、アンケート結果のみで成果を達成できたとは言えないが、主として精神障がい者の日中の居場所として認知が広がってきていると考える。

◆目標達成のために対処が必要な要因

改善ポイント

- ・ 自宅等から地域活動支援センターへの送迎サービスは行っていないが、公共交通機関を利用しなくては通所できないことが理由で、通所につながらない人が一定数いる。利用開始時だけでも、送迎を行い手厚い支援を行う必要がある。
- ・ 障がいの認定がなく福祉サービスや医療につなぐににくい、ひきこもり状態の人は利用対象外であるが、制度の狭間にある人にとって、地域活動支援センターが社会参加の入口となり得るため、対象者の範囲の拡大について検討する。

6 課題分析②

◆事業の方向性

拡充 維持 縮小/廃止
  

事業の方向性	コストの方向性
	

◆中長期の計画（改善ポイントを踏まえ具体的に記入）

令和10年度までに1日あたりの平均利用者数15人を目指し、以下について実施する。

- ・送迎課題の検討
- ・対象者の見直し
- ・ニーズに合わせたプログラムの充実
- ・外部機関との連携強化

7 おわりに

- ◆外部評価実施者に助言をもらいたいことなど
適切な成果指標についてご助言いただきたい。

令和7年度外部評価 質問・資料請求【地域活動支援センター運営事業】

質問（外部評価実施者）	回答（担当課）
通所者の内訳（身体、精神、療育、その他診断書等）を知りたい。	通年を通して、ほとんどの利用が精神障がい者であり、それ以外は1, 2名の利用です。 ※令和6年3月末時点において、利用登録者53人のうち、44人が精神障がい者、知的障がい者が6人、身体障がい者2人、発達障がい者1人です。
プログラムごとに対象者を分けているのか知りたい。（例ランチのプログラムは〇〇手帳所持者が対象 等）	プログラムの対象者は限定していません。
対象者2, 000人の障がい者の内訳（身体、精神、療育）を知りたい。	令和7年4月1日時点で以下のとおりです。 身体障害者手帳 1,186人 療育手帳 341人 精神保健福祉手帳 638人
対象者2, 000人のうち、自力で通所可能な人数を知りたい。	個別の障がい状況によって異なりますので、把握しかねます。 精神障がいのある方については、公共交通機関を利用したことがなく訓練が必要な人や、対人不安があり公共交通機関が苦手な人も見受けられます。

業務委託書の作成や最終成果の分析は、専門的資格を有している職員や専門家のアドバイスをもらって対応しているのかを知りたい。	業務委託書の作成や最終成果の分析は、福祉課において行っていますが、専門職ではありません。専門性は、主として障がい者基幹相談支援センター（※）をはじめとする障がい福祉事業者と日常的・組織的に連携して確保しています。 ※市の委託により地域における障がい者の相談支援の中核的な役割を担う機関。
成果指標「安定した日常生活のために地域活動支援センターが役立っていると回答した利用者の割合」の「センターが役立っている」というのが抽象的である。何がどうなったら「役立っている」とするか担当課で決めているのか。	「役立っている」という表現が、利用者にとって主観的にわかりやすいと考えたためです。アンケートでは「役立っている」という主観につながる評価項目も細分化して聞いているため、次年度以降の成果指標の数値は、それらも踏まえた定量化について検討します。
通所者の年齢層を知りたい。	月ごとののべ利用人数を見ると、月ごとではばらつきがありますが、3～5割が65歳以上の人で、それ以外の年代の方が、それぞれ1割程度の利用があります。

委託費1,000万円に対し、令和6年度の1日あたりの平均利用者数4人は少なく、説明責任が取れないのではないかと担当課はどのように考えているのか。

利用者の一部は、従来利用していた他の日中活動サービスから当センターへ移行しており、既存サービスに充当されていた費用を振り替えて運営しています。したがって、新たな追加負担は最小限に抑えられています。

利用人数に関して、送迎の問題のみならず、人との相性の問題も少なからずあり、通所に至らないことや利用が中止されることがあります。

しかしながら、他の日中活動サービスと異なり、市役所での事前手続が不要、開所日に「いつ来ても・どう過ごしてもよい」唯一の居場所であり、在宅やひきこもり状態にある方を中心に潜在的ニーズが大きいと捉えています。

また、他の多くの日中活動系サービスが生活支援や作業が中心で「社会との交流」が限定的なのに対し、本センターは“地域交流”を目的に掲げる拠点です。障害福祉施策の位置づけのみならず、孤独・孤立対策や社会参加促進において重要な役割を果たすと考えており、さらに機能強化を図っていきたいと考えています。

通所者が少ないことを踏まえると、対象者2,000人を対象にアンケートをすべきと考えるが、いかがか。	手帳所持者の 障害種別・重度区分・居住地・家族状況・利用サービスが極めて多様であることを踏まえると、全数アンケートを行うことは費用対効果は低いと考えます。 理由としては、障がいのある人が福祉サービスを利用する際は、相談支援専門員が利用に向けた案内や調整を行っており、センターについても、必要とする方にはピンポイントで情報提供がなされている状況です。
委託先（（社福）百千鳥福祉会）と委託元（市役所）の役割を知りたい。	市は実施主体として、方針決定や事業の監督を行い、委託先が日々の運営・専門的支援を担います。
年次計画で3年ごとなどに第1期、第2期と分けるような運営の仕方も考えるべきと考えるが、いかがか。	現状では、1年ごとに見直しや改善を図っていくことが必要と考えています。

令和7年度外部評価 事前質問票【地域活動支援センター運営事業】

質問（外部評価実施者）	回答（担当課）
相談支援専門員がどのような場合に、障害のある方へ地域活動支援センターを紹介するか？どのように紹介するか？紹介しにくい案件はないか？など、相談支援専門員に対して確認されたことはありますか？	相談支援専門員は、日常的に障がいのある人の相談を受けて福祉サービスの利用調整等（参考資料1）を行っています。主として面談の際に、本人の希望や障がいの状況等を踏まえて紹介いただいています。 紹介がなじまない人や紹介しても利用につながらない理由について、相談支援専門員にヒアリングしたことはあります。
回答にあるように、必要とする方にピンポイントで情報提供がなされている状況であれば、情報提供がなされた人が、事業対象者になるのかと思います。お考えを教えてください。	相談支援専門員が他のサービスと同様に、本人の希望や状況に応じた選択肢のひとつとして提案しているものであり、単に今の本人にとって必要性や関心がないというケースがほとんどであると認識しています。 本人の気持ちや生活状況、支援のタイミングなど、背景にある事情は人によって様々であり、センターを利用しない理由等をアンケート項目で把握することは難しく、正確な理由を十分に汲み取れない可能性があります。 そのため、利用につながったケースやつながらなかったケースについて、個別に相談支援専門員と振り返り、どのような要因があったのかを整理し、見直しや改善につなげていきたいと考えます。

この事業の広報活動はどのように実施しましたか。市役所、委託先其々、活動内容、活動回数、活動方法を教えてください。	広報活動は、主として、市内の相談支援専門員による障がいのある人への直接紹介、福祉課窓口におけるちらし設置・案内、ホームページでの広報であり、随時実施していることから回数の把握はしておりません。
本事業の背景となる障害者総合支援法では、その目的の改正において、旧法(障害者自立支援)の「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記されました(sougoushien-06.pdf)。説明資料の活動内容を読むと、各プログラムは法の理念に合致した活動を実施されているようですが、他方で、本事業の目的に旧法の「自立」が強調されている点が気になります。なぜ本事業の目的にあえて「自立」と記されているのか、お考えをお聞かせください。行政の事業の理解が間違っていると、事業の方向性も誤った方向に行きかねないことを懸念してお尋ねする次第です。	障害者総合支援法第2条「市町村の責務」の第1項第1号に、「障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、(中略)必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。」とあるためです。

利用者数の内容、最も多く利用した人は、何回か、2～3回程度利用の人数、何故、2～3回になったかその理由。就労継続支援につながったひとは、何人ですか。	運営事業者を確認したところ、令和6年度中に最も多く利用した人の回数は、169回です。年に1～3回の利用者は8名であり、いずれもセンターの相談員と話がしたいときに、単発で利用しています。 令和5年度に開所して以降、就労継続支援事業に繋がった人は数人いますが、具体的な人数は把握していません。今後は記録をしていきます。
予算の「身体障害者生活用具給付費」について、精神障害方37人に10百万は、どのような内容か？	（事務局）「身体障害者生活用具給付費」は今回の事業には含まれません。当事業に関わる費用は、「地域活動支援センター運営事業委託」10百万円のみです。現行のA票の予算・決算は中事業単位で記載していますが、次年度以降は関係する費用のみ記載する形に改めることを検討します。
地域活動支援センターを利用されない理由に、送迎があげられているが、その対策は、どのようにされるのか。	事業者側に送迎を実施できる体制はあるため、令和7年度中に委託事業者と協議し、次年度以降の予算措置を検討をします。

計画相談支援のしくみ

参考資料 1

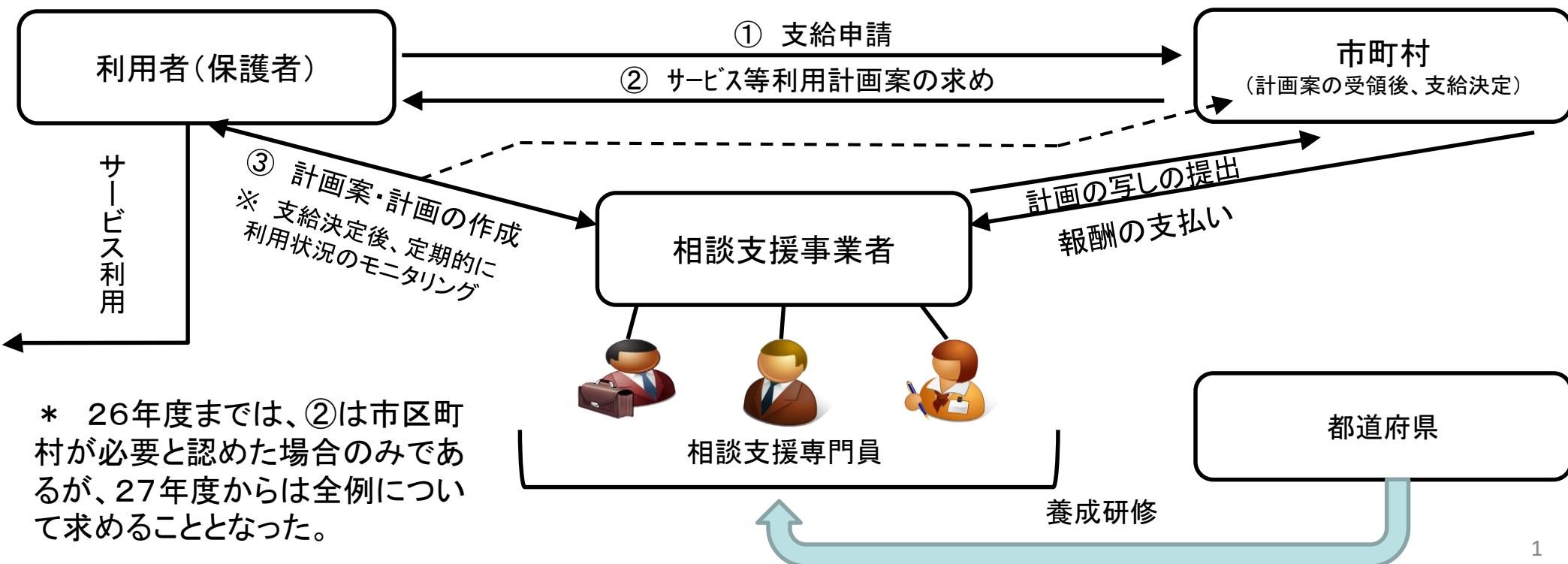
出典：厚生労働省資料

○ 障害者総合支援法に基づくサービスの利用に当たっては、相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画」が必要。（※児童福祉法に基づく障害児支援については、「障害児支援利用計画」）

※ 平成22年12月成立の「つなぎ法」による関係法令改正の施行（平成24年4月）により、平成27年3月までは経過措置として、市町村が必要と認めた場合に計画を作成することとされていたが、平成27年4月より、全例について計画が必要となった。

※ 各事業所で計画を作成する相談支援専門員には、高い能力が求められるため、一定の実務経験に加えて都道府県が主催する研修の修了を義務づけている。

（利用プロセスのイメージ）



令和7年度長久手市行政評価票（A票：事業評価票）					対象年度		令和6年度		
事業番号	74	事業名	地域活動支援センター運営事業 (中事業名) 地域生活支援事業		担当課		福祉課		
					予算区分（款-項-目-中事業）		1-4-5-1 地域生活支援事業		
					決算書ページ		107 ~ 一般		
I 基本情報	総合計画	基本目標	4	誰もがいきいきと安心して暮らせるまち					
		政策	1	住み慣れた場所で安心して暮らすことができる地域づくり					
		施策	(1)	くらしを支える生活基盤の充実					
	その他	開始年度	令和5年度						
		終了予定年度	年度	☒ 未定	市民・民間事業者との連携協働の可能性		民間事業者とのみ協働可		
		根拠法令等	長久手市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、地域生活支援事業実施要綱						
		関連計画	長久手市障害者基本計画						
	事業の概要・目的	①事業概要 (どんな取組を行うのか)		アウトプット（詳細はⅡへ）		アウトカム（詳細はⅢへ）			
		【対象】 ☒ 市民 ☐ 事業者 ☐ 職員 ☐ その他 対象の数： 約2,000人 【事業内容】 障がいのある方が地域の中で自立した生活を送れるように、創作的活動、生産活動、地域交流などの機会を提供する地域活動支援センターを運営します。		【アクションプラン指標】 1日あたりの平均利用者数(人) 【その他の指標】		③中間成果 (①【対象】がどのような状態に変わるのか) 地域活動支援センターにおいて人との交流や活動を通じて、自立した生活ができるようになる。 (成果指標名) 安定した日常生活のために地域活動支援センターが役立っていると回答した利用者の割合		④最終成果 (大事業の将来像) 障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる。	

Ⅱ 活動状況（アウトプットの詳細）	活動指標	活動指標名		単位	基準値（2023年） 目標値（2028年） ※AP指標のみ		区分	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度	R8(2026) 年度	R9(2027) 年度	R10(2028) 年度		
		1	【アクションプラン指標】 1日あたりの平均利用者数【単年】	人	基準値	7	目標値	12	9	12	13	15		
					目標値	15	実績	4						
		2			基準値		目標値							
					目標値		実績							
		3			基準値		目標値							
					目標値		実績							
		4			基準値		目標値							
					目標値		実績							
		エピソード	事業開始の背景		障がいのある方が地域の中で自立した生活を送れるように、創作的活動、生産活動、地域交流などの機会を提供する場として地域活動支援センターを設置した。									
			各年度の実績、改善したこと。目標が達成できなかった場合はその理由											
			R6	周知広報の工夫、活動プログラムの充実、医療との連携強化を図ったが、利用者の多くが精神障がい者であり、利用者同士の相性、心身の不調、送迎がないこと等の理由で、想定以上に利用者数が伸びなかった。 なお、地域活動支援センターを利用しなくなった人の中には、次のステップとして就労継続支援事業につながった人もいる。				R7						
	R8						R9							

Ⅲ 事業の成果・課題分析（アウトカムの詳細）	成果指標（CHECK）	成果指標名（中間成果をはかるもの）		単位	成果指標の推移と目標									
		安定した日常生活のために地域活動支援センターが役立っていると回答した利用者の割合		%	- 年度		R5 年度		【現状】 R6 年度		R7 年度		R8 年度	
					—		—		88.9		90		90	
		成果達成状況					指標目標値の根拠							
		C	A. 想定より良い B. 想定どおり C. どちらともいえない D. 想定を下回っている					令和6年度にセンターを利用したことがある利用者のアンケートの結果を元に設定した。 ※令和6年度から指標に係る数値を確認						
	評価の理由、分析													
	年間で37人の利用があったが、アンケートに回答があったのは半数弱の18人であり、また利用者には日常的に通所している人から年に数回の人など利用頻度も様々であることから、アンケート結果のみで成果を達成できたとは言えないが、主として精神障がい者の日中の居場所として認知が広がってきていると考える。													
	加える変化（ACTION）	今後の方向性		今後の方向性の理由										
		B	A. 拡充 B. 現状維持 C. 縮小 D. 廃止		障がいがある方が活動や交流できる機会や居場所が必要なため、現状維持とする。									
		改善ポイント												
（成果指標を踏まえ、総合計画基本目標達成のため、必要性、有効性、効率性、公平性、歳入確保の観点等から見直しの余地のある取組を記入）														
見直しの余地のある取組名		見直しの方向性	理由及び具体的な見直しの内容								見直し可能年度			
1	地域活動支援センター	☐ 拡充 ☒ 改善 ☐ 縮小 ☐ 廃止	現在地域活動支援センターへの送迎サービスは行っていないが、公共交通機関を利用しなくては通所できないことが理由で、通所につながらない人が一定数いる。利用開始時だけでも、送迎を行い手厚い支援を行う必要がある。								R8			
2		☐ 拡充 ☐ 改善 ☐ 縮小 ☐ 廃止												
3		☐ 拡充 ☐ 改善 ☐ 縮小 ☐ 廃止												

IV 費用	令和8年度予算の方向性（PLAN）	R8年度の費用（R7年度比）		3年間の推移	(単位：千円)		R5(2023)年度		R6(2024)年度		R7(2025)年度
		B	A. 拡充 B. 現状維持		事業費	予算	決算	予算	決算	予算	
			C. 縮小 D. 廃止			99,386	80,638	49,897	48,071	47,408	
		理由			特定財源	合計額	56,568	54,203	18,139	13,662	15,194
		障がいのある方が地域の中で自立した生活を送れるように、場所の提供を行う必要があるため。	(内 国費)			12,295	11,874	12,219	9,107	10,338	
			(内 県費)			8,054	5,937	5,920	4,555	4,856	
			(内 諸収入)			36,219	36,392				
			(内 その他)								
		積算額			一般財源		42,818	26,435	31,758	34,409	32,214
		地域活動支援センター運営事業委託 10,000千円			R7年度予算の内訳 ＜細々節名、 予算額、（R6年度予算額）＞ 身体障害者日常生活用具給付費 10,702千円（5,550千円） 就労支援モデル事業報償金 600千円（0千円） 居室確保事業費助成金 184千円（0千円） アドバイザー報償金 360千円（360千円） 成年後見制度申立手数料 200千円（200千円） 地域活動支援センター運営事業委託 10,000千円（10,000千円） 理解促進事業助成金 100千円（100千円） 自発的活動支援事業助成金 200千円（200千円） 成年後見制度利用支援事業助成金 2,061千円（2,061千円） 障がい者社会見学助成金 800千円（800千円） 訪問入浴サービス事業給付費 2,250千円（2,250千円） 自動車運転免許取得・改造助成事業給付費 100千円（100千円） 居室確保事業給付費 0千円（225千円） 地域活動支援センター事業給付費 603千円（1,205千円） 移動支援事業給付費 3,664千円（5,280千円） 障害児日常生活用具給付費 0千円（2,435千円） 日中一時支援事業給付費 15,584千円（19,131千円）						